

公立保育園

保育サービスの

第三者評価を実施

保育課では、18年度に公立保育園(公設民営2園を含む)10園の保育サービスに対する第三者評価を実施しました。

これは、保育サービスの内容や質について、事業者が利用者者に比較可能な情報を提供することで、利用者の選択に役立つとともに、サービスの

向上に向けた事業者の取り組みを助けることを目的とするものです。

評価は、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が行い、定められた評価手法や共通評価項目をすべて取り込んで評価結果等を機構に報告することが義務付けられています。

とうきょう福祉ナビゲーション
ホームページアドレス
<http://www.fukunavi.or.jp>



受審済みの保育園にはこのシールが張ってあります

第三者評価実施保育園一覧

設立運営	園名	所在地	電話番号
公設公営	上の原保育園	上の原2-2-4	471-5722
	さいわい保育園	幸町1-17-1	473-3923
	みなみ保育園	南町1-7-5-101	463-4350
	はくさん保育園	下里3-2-23	473-9643
	しんかわ保育園	新川町1-1-12	474-6654
	はちまん保育園	八幡町2-14-22	473-7930
	まえざわ保育園	前沢1-5-30	473-7910
公設民営	ちゅうおう保育園	中央町1-2-4	475-0561
	ひばり保育園	ひばりが丘団地8-10	463-6655
	たきやま保育園	滝山6-1-2	473-3920

6月1日は人権擁護委員の日

全国一斉特設相談会を開催します

私たちはだれもが「幸せに暮らしたい」「人間らしく生きたい」と願っています。この願いを実現するために、無くてはならない権利が「基本的人権」です。しかし、悲しいことに虐待やいじめ、あるいは

差別と事件が起き、悔しいほどに痛ましい人権問題が多発しています。人権が尊重される社会を実現するには、家庭・学校・職場・地域社会などさまざまな場面で、日ごろから人権とは何かということを一人心をこめて考え、その意義や重要性に関する知識を身に付けるとともに、人権への配慮が行動に現れるような意識をはぐくんでいく必要があります。

ご利用ください 無料特設相談会

【日時】6月1日(金)午後1時~4時
【会場】市役所2階相談室
【担当者】人権擁護委員
【定員】先着5人(相談は1人30分)
申し込みは、5月18日(金)午前8時半から電話で広報課 ☎470-7777(代)へ。
詳しくは同課広報担当 ☎470-7708へ。

手話通訳派遣 一部利用者負担が掛かります

18年10月から地域生活支援事業が開始し、手話通訳派遣事業も一部有料となりました。減額されます(床面積が100平方メートルを限度)。
【対象】4月1日~22年3月31日に改修された住宅
【要件】65歳以上の方、要介護認定・要支援認定を受けた方または障害者が居住する既存の住宅(賃貸住宅は除く)で次の工事で補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの。廊下の拡幅階段の勾(こ)配の緩和浴室の改良 トイレの改良手すりの取り付け 床の段差の解消 引き戸への取り替え 床表面の滑り止め化
申請される方(納税者)は、改修後3カ月以内に工事明細書および写真等の関係書類を添付して、課税課家屋資産税727へ。
詳しくは同課 ☎470-7747へ。

これまで通り、聴覚・言語障害者の社会生活に必要と認められる要件については利用者負担がありませんが、趣味やカルチャーセンターの講座等の利用については、利用者負担(1割負担)が掛かることになりました。
いずれの場合も、市外への派遣は利用者負担とは別に、通訳者の交通費(実費)を利用者が負担することになります。
また、派遣内容によっては、市から東京手話通訳等派遣センターへ手話通訳の依頼をします。公的機関への申請・相談・会議等、手話通訳が必要なときは、必ず事前(原則3日前まで)に障害福祉課(市役所1階)へ申請をしてください。詳しくは同課 ☎470-7747(ファクス475-8181)へ。

障害福祉サービス 利用者負担の 変更時期にご注意を

4月から「障害者自立支援法」の利用者負担が軽減され、対象者にはお知らせをいたしました。
現在の利用者負担は、利用されているサービスによって見直し時期が異なります。今後の手続きについては障害福祉課からお知らせします。
居宅サービス(ホームヘルプ)、短期入所などを利用されている方
現在ご利用のサービス期間が終了するときに、サービス内容と利用者負担を見直します
共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、通所施設、入所施設を利用されている方
毎年7月が利用者負担の見直し時期となっています。詳しくは同課 ☎470-7747へ。

19年度税制改正 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の特例措置を創設します

高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を施工した場合、家屋に係る翌年度分の固定資産税が3分の1に減額されます(床面積が100平方メートルを限度)。
【対象】4月1日~22年3月31日に改修された住宅
【要件】65歳以上の方、要介護認定・要支援認定を受けた方または障害者が居住する既存の住宅(賃貸住宅は除く)で次の工事で補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの。廊下の拡幅階段の勾(こ)配の緩和浴室の改良 トイレの改良手すりの取り付け 床の段差の解消 引き戸への取り替え 床表面の滑り止め化
申請される方(納税者)は、改修後3カ月以内に工事明細書および写真等の関係書類を添付して、課税課家屋資産税727へ。
詳しくは同課 ☎470-7747へ。

国民年金
だより
社会保険事務所による年金相談
月曜日の受付時間延長と休日の年金相談を実施しています(通常の開庁は午前8時半~午後5時15分)。年金相談センターでは実施していませんのでご注意ください。
月曜日午後7時まで受付時間を延長しています(ただし20年3月31日は延長なし)。月曜日が祝日の場合は翌日に振り替わります。毎月第2土曜日(休日)に相談を行っています。受付時間は午前9時半~午後4時です。
社会保険事務所では、年金相談窓口の受付時間延長と休日の年金相談を実施しています(通常の開庁は午前8時半~午後5時15分)。
特別支給の老齢厚生年金を受給している方に送付される「裁定請求書(はがき大)」が変更になり、市区町村長による証明の必要がなくなりまし。

この変更の対象となるのは4月1日以降に65歳になる方からです。ご自分で請求書に記入をして、返送する手続きとなりました。詳しくは武蔵野社会保険事務所 ☎0422-56-4111へ。

春の行政相談 強調週間

5月21日(月)~27日(日)

「春の行政相談強調週間」は行政相談制度について広報お市の方です。行政相談委員は日

行政相談委員

市役所2階相談室
〒110-0001 東京都千代田区千代田2-2-1
電話 ☎470-7777(代)

相談内容

年金・保険、道路・河川、郵便、登記、福祉など行政全般

相談窓口

総務省東京行政評価事務所
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
電話 ☎03-3336-3117

総務省のホームページ

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
電話 ☎03-3336-3117

総務省のホームページ

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
電話 ☎03-3336-3117

納税にご協力を

5月31日(木)は、固定資産税・都市計画税第1期、軽自動車税の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課 ☎470-7730へ。

総務省のホームページ
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
電話 ☎03-3336-3117